

原子力安全協定の運用状況について

（令和8年10月13日時点）

令和7年度および令和8年度の原子力安全協定に基づく条文ごとの報告件数を表1に示す。

表1 令和7、8年度 安全協定に基づく報告件数

条文	令和7年度	令和8年度	備考
計画の報告（第2条）	2件	0件	詳細は表2参照
廃止措置計画の事前説明（第2条の2）	1件	1件	詳細は表3-1、 表3-2を参照
輸送計画の事前連絡（第3条）	14件	7件	
平常時における連絡（第4条）	142件	68件	詳細は表4を参照
異常時における連絡（第5条）	11件	8件	詳細は表5-1、 表5-2を参照
公衆への広報（第9条）	155件	79件	詳細は表6を参照
合計	323件	163件	

各報告の詳細を次表に示す。

表2 令和7年度 計画の報告（第2条）に基づく報告一覧

番号	事業者名	発電所名	報告日時	件名
1	関西電力株式会社	大飯発電所	R7.6.13	大飯発電所乾式貯蔵施設設置計画の変更連絡書
2	関西電力株式会社	大飯発電所	R7.11.18	大飯発電所3,4号機 使用済樹脂処理設備設置計画の連絡書について

表3-1 令和7年度 廃止措置計画の事前説明（第2条の2）に基づく報告一覧

番号	事業者名	発電所名	報告日時	件名
1	日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	R7.5.19	敦賀発電所1号機 廃止措置計画（工程）の変更について

表3-2 令和8年度 廃止措置計画の事前説明（第2条の2）に基づく報告一覧

番号	事業者名	発電所名	報告日時	件名
1	関西電力株式会社	大飯発電所1,2号機	R8.4.14	大飯発電所1,2号機 廃止措置計画の変更認可申請について

表4 令和7、8年度 平常時における連絡（第4条）に基づく報告一覧

原子力事業者	発電所	令和7年度	令和8年度
関西電力株式会社	美浜発電所	28件	13件
	大飯発電所	28件	13件
	高浜発電所	16件	7件
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	40件	19件
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	もんじゅ	15件	8件
	ふげん	15件	8件

表5-1 令和7年度 異常時における連絡（第5条）に基づく報告一覧

番号	区分	発電所名	発生/ 終結日	件名
1	発生	美浜3号機	R7.5.27	美浜発電所3号機 炉内外核計装照合校正に伴う保安規定の運転上の制限の逸脱および復帰について
2	状況	美浜3号機	—	美浜発電所3号機 炉内外核計装照合校正に伴う保安規定の運転上の制限の逸脱および復帰について
3	終結	美浜3号機	R7.6.16	美浜発電所3号機 炉内外核計装照合校正に伴う保安規定の運転上の制限の逸脱および復帰について
4	発生	高浜4号機	R7.7.22	高浜発電所4号機 協力会社作業員の負傷について
5	発生	高浜4号機	R7.7.23	高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
6	終結	高浜4号機	R7.7.28	高浜発電所4号機 協力会社作業員の負傷について
7	状況	高浜4号機	—	高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
8	終結	高浜4号機	R7.10.19	高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
9	発生	ふげん	R7.12.23	ホットカラム室内での水（トリチウム水を含む）の漏えいについて
10	状況	ふげん	—	ホットカラム室内での水（トリチウム水を含む）の漏えいについて
11	終結	ふげん	R8.2.13	ホットカラム室内での水（トリチウム水を含む）の漏えいについて

表5-2 令和8年度 異常時における連絡（第5条）に基づく報告一覧

番号	区分	発電所名	発生/終結日	件名
1	発生	美浜3号機	R8.5.8	美浜発電所3号機 高圧タービンからの主蒸気漏れに伴う原子炉手動停止について
2	状況	美浜3号機	—	美浜発電所3号機 高圧タービンからの主蒸気漏れに伴う原子炉手動停止について
3	状況	美浜3号機	—	美浜発電所3号機 高圧タービンからの主蒸気漏れに伴う原子炉手動停止について
4	発生／終結	美浜3号機	R8.7.22	美浜発電所3号機 協力作業員の負傷について
5	発生	大飯3号機	R8.8.9	大飯発電所3号機 「界磁喪失」警報発信に伴う発電機自動停止について
6	状況	大飯3号機	—	大飯発電所3号機 「界磁喪失」警報発信に伴う発電機自動停止について
7	発生	美浜3号機	R8.9.17	美浜発電所3号機 6A高圧給水加熱器常用水位制御弁出口配管の空気抜き弁周辺からの水の滴下
8	状況	美浜3号機	—	美浜発電所3号機 6A高圧給水加熱器常用水位制御弁出口配管の空気抜き弁周辺からの水の滴下

表6 令和7、8年度 公衆への広報（第9条）に基づく報告一覧

原子力事業者	発電所	令和7年度	令和8年度
関西電力株式会社	美浜・大飯・高浜	42件	19件
	美浜発電所	19件	13件
	大飯発電所	12件	9件
	高浜発電所	26件	10件
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	33件	17件
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	もんじゅ・ふげん	3件	2件
	もんじゅ	11件	6件
	ふげん	9件	3件

1 計画の報告（第2条）

第2条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べることができる。

2 廃止措置計画の事前説明（第2条の2）

第2条の2 丙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲および乙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

3 輸送計画の事前連絡（第3条）

第3条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連絡しなければならない。

4 平常時における連絡（第4条）

第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- (1) 発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- (3) 環境放射能測定の実施状況
- (4) 原子炉施設の廃止措置の状況（敦賀発電所、美浜発電所、ふげんのみ該当）

5 異常時における連絡（第5条）

※異常時発生時は、事業者からの連絡を受信後、規制事務所に状況を確認の上、市町へFAXにて連絡

第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき。
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。

- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

6 公衆への広報（第9条）

第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。